

本契約の契約約款にかかる特約条項

1. 広島高速道路公社物品調達契約約款の条文について

広島高速道路公社物品調達契約約款（以下「約款」）の「契約金額」とあるのを、「契約書記載の単価に予定数量（仕様書：表－１、表－２及び表－３）を乗じて得た合計金額」に読み替えるものとする。

2. 契約金額の請求及び支払について

約款第１０条第１項の規定中、「契約金額の支払を発注者に請求するものとする。」とあるのを、「契約書記載の単価に、当該月の納入数量を乗じて得た金額の支払を発注者に請求するものとする。なお、当該月の納入数量については当該月末締めとする。」に読み替えるものとする。

以 上